



“ 壱岐市
結婚・出産・
子育て支援
サービス
ガイドブック ”



壱岐市では子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを応援するための支援の充実を重点的な取り組みとしています。

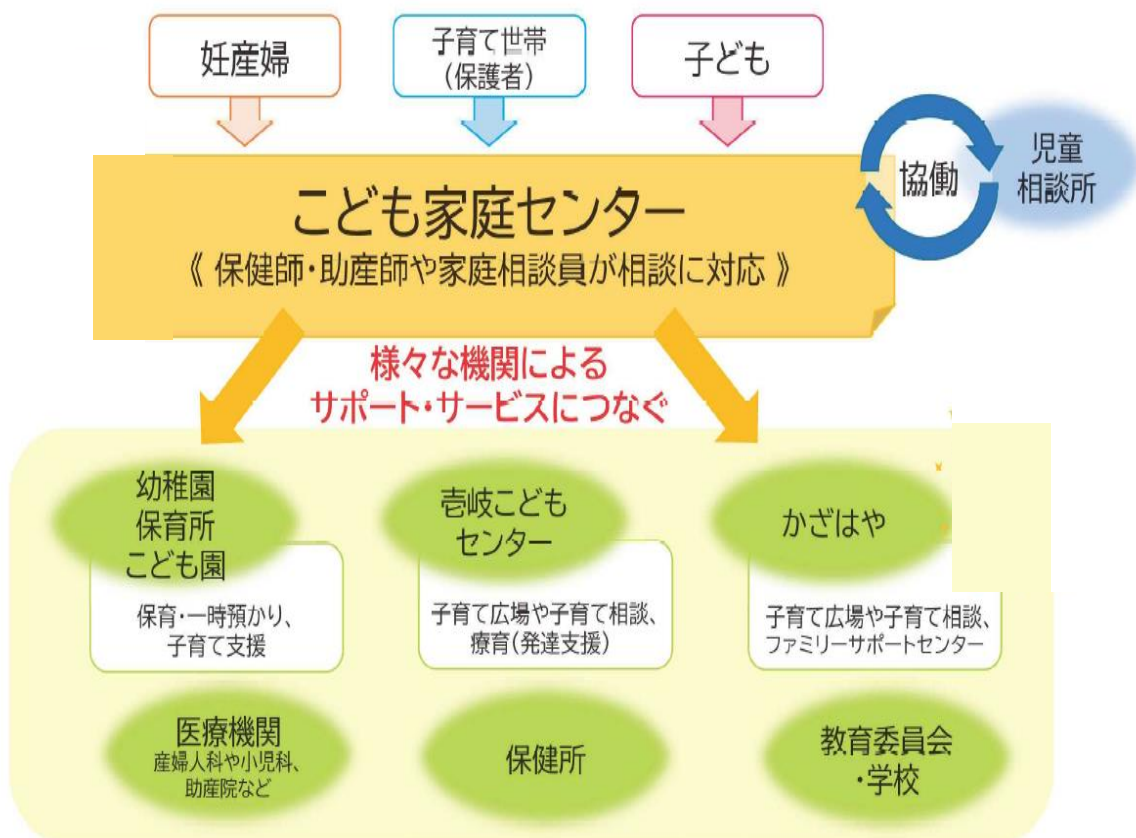
壱岐市が行う事業を広く市民の皆様に使っていただくためにガイドブックを作成いたしました。

令和7年6月1日から、いきいろ子ども未来課の名称が

『子育て支援課』に変わりました。

子育て支援課内（郷ノ浦庁舎内）には「こども家庭センター（いきいろ）」を開設しています。

児童福祉と母子保健の一体的な提供体制を構築することで、結婚、妊娠、出産、その後の子どもの成長に寄り添います。



①妊娠期から子育て期の相談

不妊治療に関することや妊娠中の生活について、お子さまの発育・発達で気になることなど、何でもご相談ください。保健師や助産師、栄養士などの専門職が相談に応じます。相談は、お電話でも来所でも構いません。
(※事業等で不在の場合もありますので、来所される際は事前にお問い合わせください)

妊娠届出時の面談及び母子健康手帳の交付は、『郷ノ浦庁舎こども家庭センター いきいろ』で行います。



②妊娠・出産・育児に関する情報提供

妊婦健診や里帰り出産、産前産後に利用できるサービスなど、お気軽にお尋ねください。また、子育て期に利用できる制度やサービス、通いの場、相談事業を紹介します。



③サポートプラン作成

保健師や家庭相談員がご家庭の状況にあわせてサポートプランの作成を行います。妊娠期から子育て期の各段階において適切なサポートができるよう、お話を伺いながらプランを作成します。



④子育ての問題に関すること

虐待等に関するご相談に、警察署や児童相談所と連携し、家庭相談員等が対応します。その他保護者の病気・死亡・家出・離婚等の、養育や生活上の相談など。こどもの問題行動や、夜遊び・家出・万引き・盗み等の非行の相談など。ひとりで悩まずご相談ください。



壱岐市 結婚・出産・子育てサービス一覧

結婚支援

1	ふれあい交流事業	地域共創課	0920-48-1134
こんなとき 壱岐市在住の独身男女の結婚活動の促進のため、壱岐市内で参加者を募集しイベント等の事業を実施するとき			
目的 壱岐市内の団体や事業者が実施する男女の交流イベント等に係る費用を補助する。			
助成額等 対象経費から参加費、負担金、協賛金等を控除した金額 上限額：30万円			

2	結婚新生活支援事業補助金	地域共創課	0920-48-1134
こんなとき 新婚世帯が市内で住宅を購入、賃借、改修及び引越しをしようとするとき			
目的 新婚世帯が市内で住宅を購入、賃借、改修するための費用及び引越しに係る費用を補助します。			
助成額等 【対象費用】 住宅購入、賃料、リフォーム費、引越費用 【補助対象者】 ①夫婦の年齢の高い方が29歳以下 ②夫婦の年齢の高い方が39歳以下 ①②ともに、夫婦の所得の合計が500万円未満等 【上限額】 ①60万円/世帯 ②30万円/世帯			



3	若者出会い応援事業	地域共創課	0920-48-1134
こんなとき インターネットマッチングサービスを利用（登録）する時			
目的 若者の出会いを後押しするため、対象のインターネットマッチングサービスの利用料の一部を助成する。			
助成額等 【対象者】 申請日において18歳以上（高校生を除く）39歳以下の独身者 【対象費用】 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間のインターネットマッチングサービスの登録料金や利用料金 【上限額】 2万円（商品券等にて交付予定）			
			壱岐市 独自事業



妊娠・出産

4	不妊治療費助成事業	子育て支援課 (こども家庭センター)	0920-48-1160
こんなとき 不妊治療を受けたとき			
目的 不妊治療費にかかった自己負担額（治療費・交通費）の一部を助成します。			
助成額等 1回の不妊治療について20万円を上限に助成します。			

壱岐市
独自事業

5	出産祝金	子育て支援課 (こども家庭センター)	0920-48-1160
こんなとき 第2子以降の出産をしたとき			
目的 市内に住所を有し、 <u>3年以上在住する意思のある者</u> が第2子以降を出産した場合に支給します。			
助成額等 ・第2子：10万円 ・第3子以降：20万円			

壱岐市
独自事業



6	妊婦のための支援給付事業	子育て支援課 (こども家庭センター)	0920-48-1160
事業内容 ①妊娠届出時の面談後に妊婦のための支援給付金(1回目)を給付します。 ②妊娠後期アンケート時に妊婦のための支援給付金(2回目)を給付します。 ③生まれてくれて“ありがとう”事業 壱岐の島で生まれた新しい命に、壱岐で製造され世代を超えて使える丈夫な製品を、壱岐市より心をこめて記念品として贈ります。			
助成額等 ①妊娠に対して5万円を給付します。 ②胎児1人に対して5万円を給付します。 ※流産・死産等などの場合も支給対応になります。 ③3万円相当の壱岐製の記念品をプレゼントします (次の二つからお選びください) A. 布団セット B. 革製品セット			

③は壱岐市
独自事業

7	未熟児養育医療	子育て支援課 (こども家庭センター)	0920-48-1160
こんなとき 未熟児として出生し医師が入院による養育を必要と認めたとき			
目的 母子保健法第20条に規定する養育のため入院を必要とする未熟児として出生した場合に係る費用を助成します。			
助成額等 ※世帯の所得により負担額が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。			



8	妊婦・産婦・乳児一般健康 診査等助成事業	子育て支援課 (こども家庭センター)	0920- 48-1160
---	---------------------------------	-----------------------	------------------

こんなとき

- ・妊婦・産婦・乳児健診（医療機関での実施分）、新生児聴覚検査を受診したとき
- ・多胎児を妊娠した妊婦さんが追加で妊婦健診を受診したとき

目的

- ①妊婦・産婦・乳児健診（医療機関での実施分）、新生児聴覚検査に係る費用を助成します。
※委託契約外の医療機関で妊婦・産婦・乳児健診及び新生児聴覚検査を受けた場合は、自己負担額の一部を助成します（償還払いでの対応）。
- ②多胎児を妊娠された妊婦さんの妊婦健康診査費用を追加で助成します（償還払いでの対応）。

助成額等

- ①妊婦・産婦・乳児健診：健診費用を助成（市の限度額あり）
新生児聴覚検査：3千円を上限
- ②1回の妊婦健診につき5千円を上限とし、5回まで（※保険診療分の受診費用は対象外）





9	産後ケア事業	子育て支援課 (こども家庭センター)	0920-48-1160
---	---------------	-----------------------	--------------

こんなとき

市内委託医療機関で産後ケアを利用したとき

目的

産後ケアに係る費用を助成します。

助成額等

【自己負担額】

デイサービス型 : 1回 300円 (8回まで)

ショートステイ型 : 1泊 2,000円 (5泊6日まで)

※ショートステイ型は分割しての利用もできます

(例: 2泊3日を2回に分けて利用など)

※デイサービス型とショートステイ型をそれぞれの上限回数まで併用して利用できます。

10	予防接種助成金	健康増進課	0920-45-1114
----	----------------	-------	--------------

こんなとき

定期接種をやむを得ない事情で県外で接種したとき

目的

里帰り出産等のやむを得ない事情で県外で予防接種を受けた場合、定期接種にかかる費用を助成します。

助成額等

定期予防接種に要した費用 (事前に予防接種依頼書の交付が必要)



11	造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成金	健康増進課	0920-45-1114
こんなとき 造血幹細胞移植を受けたとき			
目的 造血幹細胞移植を受けたことにより、定期予防接種の再接種が必要と医師が判断した市内在住の20歳未満の方に対して、再接種費用を助成します。			
助成額等 予防接種に要した費用（再接種前に申請が必要）			



12	三島地区安心出産支援事業	子育て支援課 (こども家庭センター)	0920-48-1160
----	---------------------	-----------------------	--------------

こんなとき

産科医療機関のない三島地区にお住いの妊婦が妊婦健診や出産で壱岐市内産科医療機関にかかったとき

**壱岐市
独自事業**

目的

妊婦健診・出産に際し要した交通費や宿泊費の一部を助成します。

助成額等

- ・ 交通費：月額1万円を限度
- ・ 緊急移送：10万円を限度（ただし、健康保険の給付対象外のみ）

13	国民健康保険税免除（産前産後期間分）	保険課	0920-45-1157
----	---------------------------	-----	--------------

こんなとき

壱岐市国民健康保険の被保険者の方が出産（又は妊娠）されたとき

目的

壱岐市国保の被保険者である妊婦が出産（妊婦85日以上之死産、流産及び人工中絶を含む。）した場合、出産月（予定月）の前月から4か月間の保険税の一部を免除する。※多胎妊娠の場合は、出産月（予定月）の3か月前から6か月間の免除

助成額等

対象の被保険者（妊婦）の国民健康保険税のうち所得割額と均等割額の対象期間相当額を免除 ※壱岐市に妊娠届又は出生届を提出された方の申請は不要（死産等や転入の方は申請が必要）



14	国民年金保険料免除（産前産後期間分）	保険課	0920-45-1157
----	---------------------------	-----	--------------

こんなとき

国民年金被保険者の方が出産（又は妊娠）されたとき

目的

国民年金の被保険者である妊婦が出産（妊娠85日以上の子の死産、流産を含む。）をした場合、出産月（予定月）の前月から4か月間の保険料が免除される。※多胎妊娠の場合、出産月（予定月）の3か月前から6か月間の免除

助成額等

対象の被保険者（妊婦）の対象期間の国民年金保険料が免除
※出産予定日の6か月前から市役所で届出ができます。

【お問合せ先】
日本年金機構長崎南年金事務所 ☎095-825-8701



手当関係

15	児童手当	子育て支援課	0920-48-1117
こんなとき			
出産や児童を養育している方が吉岐市に転入したとき			
目的			
吉岐市に住所を有し、高校修了前（満18歳到達後の最初の3月31日までの間）の児童を養育している方に支給します。※公務員の方は原則職場での手続きとなります。			
助成額等			
0～3歳未満（第1子、第2子）		15,000円	
（第3子以降）		30,000円	
3歳～高校生（第1子、第2子）		10,000円	
（第3子以降）		30,000円	
※第1子、第2子の数え方は、0歳の子どもから、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある子どもの人数を、年齢が上の子どもから順に数えます。			

16	児童扶養手当	子育て支援課	0920-48-1117
こんなとき 離婚等によりひとり親世帯等になったとき			
目的 該当する児童を監護する父や母、または父母に代わり養育している方に支給します。			
助成額等			
【令和7年度手当額】			
全部支給：46,690円			
（2人目以降（1人につき）11,030円）			
※所得が一定額以上あるときは一部支給や支給停止となります。			



17	特別児童扶養手当	子育て支援課	0920-48-1117
----	-----------------	--------	--------------

こんなとき

障害を有する20歳未満の児童を監護するとき

目的

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を監護する父母又は養育者に県から支給されます。

助成額等

【令和7年度手当額】

1級：56,800円

2級：37,830円

※所得が一定額以上あるときは支給停止となります。

18	障害児福祉手当	市民福祉課	0920-48-1116
----	----------------	-------	--------------

こんなとき

精神又は身体に重度の障害を有するに至ったとき

目的

精神又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給します。

助成額等

【令和7年度手当額】月額16,100円（毎年変動有）

※扶養義務者の所得制限あり



子育て支援

19	福祉医療費 (乳幼児・こども・母子・父子・寡婦)	子育て支援課	0920-48-1117
----	------------------------------------	--------	--------------

こんなとき

乳幼児、高校生までのこども、ひとり親世帯等が医療費を支払ったとき
(事前の資格認定が必要です。)

目的

支払った医療費(保険適用分)のうち基準額を超えた部分を助成する。

助成額等

月の医療機関毎(入院、通院別)に、1回800円、月上限1600円を超える部分(調剤は全額対象)。

※ **3歳未満は自己負担分無料(苓岐市独自助成)**
寡婦は入院分のみで1日1200円を超える部分。



20	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費助成事業	子育て支援課 (こども家庭センター)	0920- 48-1160
こんなとき			
医師の判断等により補聴器の装着が必要と認められたとき			
目的			
18歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象でなく、両耳の聴力レベルが30デシベル以上である場合に係る費用を助成します。			
助成額等			
基準額の2/3以内 ※各装具により基準額が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。			

21	小児慢性特定疾患児日常生活 用具給付事業	子育て支援課 (こども家庭センター)	0920- 48-1160
こんなとき			
小児慢性特定疾患児が日常生活用具の給付を受けたいとき			
目的			
小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、日常生活の向上を支援します。			
助成額等			
※世帯の所得により負担額が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。			



22	病児保育事業	子育て支援課	0920-48-1117
事業内容 子どもが風邪をひいたり、熱を出したり、病気回復中で保育所等に行けない且つ、保護者の就労等により自宅での保育が困難なときに一時的にお預かりします。 利用対象者：彦岐市内在住の生後4か月～小学3年生 利用料：1日2,000円 （非課税世帯等、減免となる場合もあります） 実施施設：江田小児科内科医院 えだまめちゃん 申し込みの際は施設までお電話ください。（☎0920-44-5022）			

23	児童発達支援・放課後等デイサービス事業	子育て支援課 （こども家庭センター）	0920-48-1160
事業内容 お子様の発達に関して支援が必要な方へ児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を提供しています。 ①児童発達支援事業 未就学児へ日常生活での基本的な知識・技能の付与や集団生活への適応訓練を行います。 ②放課後等デイサービス 就学児に対して放課後や夏休み等の長期期間中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 詳細は下記施設までお問合せください。 彦岐こどもセンター 休所日：土日曜・祝祭日・年末年始 ☎0920-48-0848 ・児童発達支援【実施時間】9：15～17：15 ・放課後等デイサービス 【実施時間】14：00～17：15 彦岐市社会福祉協議会 郷ノ浦事業所 休所日：日曜・祝祭日・年末年始 ☎0920-47-0132 ・放課後等デイサービス（ジュニアデイ） 【実施時間】開校時：下校時間～17：00 休校時 8：30～16：00			

24

障害児通所入浴サービス事業子育て支援課
(こども家庭センター)0920-
48-1160**事業内容**

放課後等デイサービスを利用している家族等の介助だけでは入浴困難な在宅の子どもさんを対象に、定期的に通所で入浴する機会を提供し、健康維持の支援を行います。

入浴料：1回 600円

詳細は下記施設までお問合せください。

壱岐市社会福祉協議会 郷ノ浦事業所（ジュニアデイ）

☎0920-47-0132

25

放課後児童クラブ（学童保育）

子育て支援課

0920-
48-1117**事業内容**

保護者が労働等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えることで健全な育成を図ります。

詳細は下記施設までお問合せください。

郷ノ浦町：なかよし児童クラブ ☎0920-47-0237

学童保育はなまる教室 ☎0920-47-0888

郷ノ浦すまいるクラブ（壱岐市社協）☎0920-47-0132

勝本町：勝本すまいるクラブ（壱岐市社協）☎0920-48-3222

芦辺町：芦辺すまいるクラブ（壱岐市社協）☎0920-45-2378

石田町：石田すまいるクラブ（壱岐市社協）☎0920-44-6150



事業内容

- 子育て親子の交流の場の提供
- 子育て等に関する相談、助言などの援助
- 地域の子育て関連情報の提供
- 地域の子育て及び子育て支援に関する講習等

※それぞれ対象や予約の有無の必要性などが異なります。
詳しくは下記施設までお問合せください。

◎ 壱岐こどもセンター ☎0920-48-0848

3階子育てルーム 月～金曜日 9時～15時

月曜ミニ広場 月曜日 10時～11時30分（赤ちゃん広場の時は休み）

いきっこ広場 火曜日 10時～11時30分

赤ちゃん広場（月1回）月曜日 10時～11時30分

◎ 勝本町ふれあいセンターかざはや

（かざはやひろば）☎0920-48-3200

ベビータイム（月1回）火曜日 10時～11時30分 / 13時～14時30分

えほんのとびら（月1回）火曜日 11時～11時30分

教室・講習（月1回）木曜日 10時～11時30分

季節あそび（月1回）木曜日 10時～11時30分

遊び教室 水曜日 10時～11時30分

ふれあいプラザ（場所：芦辺町クオリティライフセンターつばさ）

金曜日 9時～14時

芦辺町育児サークルさくらんぼ（サークル支援月1回）

（場所：芦辺町クオリティライフセンターつばさ）

木曜日 10時～11時30分

施設開放日 月曜日～金曜日 9時～16時

◎ 石田こども園（子育て支援室ぽかぽか）☎0920-44-6415

子育て相談「ほっと」月～金曜日 9時～17時

訪問支援「ふらっと」月～金曜日 13時～17時

親子ひろば「ぽかぽか」火・水・木曜日 9時30分～11時30分

※在園児との触れ合いや一緒に遊ぶ時間を設けることもあります。

また、施設内の集団生活の様子もご覧いただけます。



事業内容

「子育てのお手伝いをしたい人」（援助会員）と「子育ての手助けをしてほしい人」（依頼会員）の調整を行い、援助会員が依頼会員の子どもの一時的な預かりや保育所等への送迎等を行います。依頼会員は、援助会員に利用料を支払います。

【依頼会員になるためには】

- ・ 壱岐市在住の生後4か月～小学校6年生までの子どもをお持ちの方
- ・ 登録を随時受け付けます（平日9：00～17：00 要予約）
- ・ 運転免許証など在住を確認できるもの、印鑑をご持参ください。
- ・ 顔写真を撮影します。

詳細は下記施設までお問合せください

壱岐市ファミリーサポートセンター（かざはや内） ☎0920-48-3222

【利用料金について】

通常（7：00～19：00） 1時間あたり 700円

早朝・夜間（通常以外の時間） 1時間あたり 800円

土・日・祝日・年末年始
（12/29～1/3）

1時間あたり 900円

その他、別に定める実費額があります。

【こんなときにご利用ください】

- ・ 保育所、幼稚園などの送り迎えまたは終了後のお預かりなど
- ・ 保護者が病院受診の際のお預かり
- ・ 冠婚葬祭や急用の際のお預かり



保育所・幼稚園・学校

28	保育料第2子以降無償化事業	子育て支援課	0920-48-1117
こんなとき	各世帯の第2子以降の子どもが市内保育施設に通うとき		
目的			
第2子以降の保育料を無償化し、子育て世帯への負担を軽減します。			
助成額等	市内保育施設に通う、各世帯の第2子以降の保育料（0～2歳児対象）は無料です。		

29	保育所副食費助成事業	子育て支援課	0920-48-1117
こんなとき	市内保育施設に通う3～5歳児が通うとき		
目的			
保育所副食費について、国基準額から市独自の助成を行い、子育て世帯の負担軽減を図ります。			
助成額等	1号認定副食費⇒2,000円（R4 3,000円） 2号認定副食費⇒2,500円（R4 4,500円）		
民間保育施設については1人あたり2,000円の補助を行います。			

30	一時預かり保育事業	子育て支援課	0920-48-1117
こんなとき 家の用事や里帰り出産など、壱岐市に居住する方が一時的に保育所を利用したい場合に、一時保育の提供を行います。			
目的 育児支援を行うことで、子育て世帯への負担軽減を図ります。			
助成額等 【利用料】 0歳児：2,000円 1～2歳児：1,500円 3～5歳児：1,000円 【対象施設】 市内公立保育施設（R7年4月1日現在） ※空き状況については、子育て支援課までお問合せください。			

31	幼稚園預かり保育料無償化事業	教育総務課	0920-45-1202
こんなとき 市内公立幼稚園の預かり保育料を無償化し、子育て世帯への負担を軽減します。			
目的 育児支援を行うことで、子育て世帯への負担軽減を図ります。			
助成額等 市内公立幼稚園に通う園児の預かり保育料は無料です。 ※対象児は郷ノ浦幼稚園のみ3～5歳児で、他市内公立幼稚園は4～5歳児となります。			

壱岐市
独自事業



32	学校給食費支援事業	給食センター	0920-43-8188
こんなとき 子育て世帯に係る経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備のために給食費の一部を助成します。			
目的 子育て世帯への経済的支援への充実を図ります。			
助成額等 【給食費／一人当たり】 小学校 月額：4,900円 中学校 月額：5,800円 【助成額／一人当たり】 小学校 月額：2,900円 中学校 月額：3,300円 【保護者負担額／一人当たり】 小学校 月額：2,000円 年額：22,000円（11か月分） 中学校 月額：2,500円 年額：27,500円（11か月分）			

岐阜市
 独自事業



ひとり親支援

33	高等職業訓練促進給付金事業	子育て支援課	0920-48-1117
こんなとき ひとり親の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得しようとするとき			
目的 ひとり親家庭の母又は父が6月以上のカリキュラムを修業し、都道府県の長が指定した資格を取得しようとする場合に支給する。			
助成額等 10万円/月又は7万500円/月 ※所得により金額等が異なります。都道府県が指定した職種に限られますので、必ず事前に子育て支援課へお問い合わせください。			

34	自立支援教育訓練給付金	子育て支援課	0920-48-1117
こんなとき ひとり親の方が能力開発のために教育訓練（指定の講座を受講）を受けるにあたり、その教育訓練を修了したとき			
目的 ひとり親の方が主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し修了した場合に支給する。			
助成額等 経費の60%（1万2千円以上で20万円を上限） ※受講前に都道府県から講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前に子育て支援課へお問い合わせください。			

壱岐市お役立ち情報

下記のサイトでは、皆様に壱岐市の情報をわかりやすくお伝えしています。是非ご活用ください。

壱岐市公式LINE

市民の方向けの情報が調べやすくなり、
移住・定住メニューも追加されました！
壱岐市のリアルタイムの情報を知る
ことができます。



壱岐市結婚・出産・子育て支援 サービスガイドブック

本冊子の最新版はこちらのページからも
ご覧いただけます。



お問合せ先

子育て支援課

TEL:0920-48-1117

Mail:iki-kodomo@city.iki.lg.jp

こども家庭センター いきいろ

TEL:0920-48-1160

Mail:iki-ikiiro@city.iki.lg.jp





本ガイドブックに掲載されている内容は
令和7年6月時点のものです。
変更・修正がある場合があります。